

業 務 委 託 契 約 書

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、産業技術学院の清掃業務委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| （1）委託業務の名称 | 令和8年度清掃業務委託 |
| （2）委託場所 | 佐賀県多久市多久町7183-1
佐賀県立産業技術学院 |

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を甲が別に定める清掃作業基準仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の用途その他

必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(完了報告書の提出)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、乙から提出された完了報告書の内容を審査し、不合格の場合は委託業務及び報告書類につき、乙に補正させることができる。

(委託料の請求及び支払)

第10条 この契約に基づく支払いは、別紙のとおり月払いとする。

(1) 乙は、毎月委託業務が完了後、甲に委託料の請求書を提出するものとする。

(2) 甲は、前項の請求書の提出があり、委託業務内容等を審査の結果、問題がないときは、受理の日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第11条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は遅延日数に応じ、委託料に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰する理由により、この契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号

に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用の負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。ただし、トイレットペーパー等の衛生用品並びに清掃に必要な電力及び水道に関する費用は甲の負担とする。

(法令上の責任)

第16条 甲は業務処理に当たる乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令による全ての責任を負うものとする。

(規律維持)

第17条 乙は清掃業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

(協議)

第18条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 佐賀県多久市多久町7183-1

佐賀県立産業技術学院

学院長 笠原 幸雄

乙